平成 1 5 年度当初予算編成方針

本県の財政見通し

本県の財政は、県税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国庫支出金等にその多くを依存せざるを得ない状況にあります。中期財政見通し(H15~H19)によると、長引く景気低迷や地方財政計画の見直し等により、県税の安定した伸びに期待できないとともに、地方交付税についても、公債費等の歳出に連動するものを除けば、既に減少傾向に転じるなど本県財政の生命線ともいえる経常的一般財源収入の縮小が見込まれています。また、遅れている社会資本整備を進めるため積極的に公共事業や大型プロジェクトに取り組んできたことによって、本県の社会資本の整備水準は相当程度向上してきた一方で、多額に発行してきた県債の残高が平成14年度末には約1兆円に達し、この償還に係る公債費は平成15年度には1,100億円近くとなり、その後も緩やかな増加傾向が続くことが見込まれており、財政運営の大きな圧迫要因となっています。このため、特段の対策を講じなければ、毎年度300億円前後の収支不足が生じ、平成18年度には財政調整基金等が枯渇するという極めて深刻な事態となっています。

一方、こうした状況の中、地方が多様な資源や潜在的な経済力を生かし、知恵と工夫の競争により個性ある地域、特色ある地域産業を形成するという「骨太の方針第2弾」の理念も踏まえ、中長期的な視点に立って、自立的に発展していける快適で活力のある島根を目指して、雇用の創出や税源のかん養につながる政策的効果の高い施策を積極的に展開していく必要があります。

このため、今後の財政運営に当たっては、中期財政見通しや年内を目途に策定する「財政健全化指針」に基づき、事業のより徹底した取捨選択や見直しを図り、限りある財源を効率的・重点的に活用していく必要があります。特に、「今後10年間、起債制限比率を18%台以下にとどめる」、「10年後の基金残高を概ね500億円程度確保する」という今後の財政運営における目標を達成するためには、公共事業については、単独事業を中心に投資規模を大幅に縮小するとともに、人件費を含めた経常的支出全体のスリム化を図り、県民の理解を得ながら財政健全化の取組みを実施していくことが不可欠です。

平成15年度の財政見通しについては、国の予算編成や地方財政対策が明らかでない現 段階では、的確な予測を行うことは困難ですが、歳入面では、景気は依然として厳しい状 況にあり、県税の伸びは期待できません。また、一般財源の約3分の2を占める地方交付 税についても、地方歳出の徹底した見直しによる地方財政計画の規模の抑制や算定の簡素 化、留保財源率の見直し等により予断を許さない状況にあります。 一方、歳出面では、県債残高の累増に伴い急激に増こうしてきている公債費や、人件費、 扶助費等の義務的経費の負担が大きい上に、市町村合併への支援等ここ数年における政策 的事業の着実な実施のため、多額の財源が必要と見込まれています。

このため、平成15年度の財政収支は、本年度に引き続き260億円程度という大幅な 財源不足が見込まれるところです。

予算編成の基本的な考え方

本県の財政は、このように極めて厳しい状況であり、平成15年度予算編成に当たっては財源不足額を縮減することが最大の課題ですが、新しい時代に向け、本県が一段と飛躍するための諸施策については、これを積極的に実施し、県民福祉の充実と県勢の一層の発展を図っていく必要があります。特に、国の構造改革の方向性や本県の雇用・経済情勢を踏まえると、本県の有する多様な地域資源を生かした特色ある産業の形成など、地域の自立や活性化に資する施策展開が急務となっています。

したがって、既存事業については、サマーレビューでの見直し状況なども踏まえ、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、優先度を明確にした取捨選択を行うなど見直しが可能なものは徹底的に見直すとともに、限られた財源を活力ある地域社会や自立した地域経済の実現のための施策に重点的かつ効果的に配分します。

公共事業については、公債費の増こうを抑制する観点から、県民の生活基盤に密接に関わる事業を中心に、財源措置の有利な補助事業を確保しつつ、財政健全化の目処が立つまでの間、特に財政負担の重い単独事業を抑制します。なお、公共事業の総額を縮減していく中で、県民サービスの低下をできるだけ回避していくために、事業手法の工夫やコストの縮減等の取組みを積極的に推進します。

平成15年度予算は、このような基本的考え方に基づき編成することとしましたので、 予算要求に当たっては、具体的には下記事項によってください。

記

第 1 総括的事項

平成15年度当初予算は、来春の統一地方選挙を控え骨格予算となるが、効果的、効率的で適切な執行の確保について十分検討の上、適正な見積りを行うものとし、年間予算として次により要求すること。

1 重点分野の積極的な推進

社会経済情勢の変化や国が推進している構造改革を踏まえ、本県の抱える諸課題に 的確に対応していくため、次の分野で顕著な政策効果があり、雇用の創出や税源のか ん養につながる新たなソフト事業について、既存の関連事業を整理した上で、政策的 事業として要求すること。

特に複数の部(局)が横断的に取り組む事業や地域の声を的確に反映した事業を積極的に推進することとしているので、留意すること。

また、行政評価システムの導入を控えているので、事業成果を評価する目標を設定すること。

《重点的に推進すべき分野》

環境問題への対応 少子高齢化への対応 地域の活性化 新行政システム・地方分権の推進

産業の振興・雇用の創出 人材の育成 IT施策の推進

2 事務事業の整理合理化とスクラップ・アンド・ビルドの徹底

(1) 既存の事務事業については、予算編成に入る前に実施したサマーレビューの見直 し状況を踏まえ、行政の責任領域に留意しつつ、行政の関与の必要性を再検証する とともに、事務処理方法の改善、事務事業の整理合理化、執行体制の見直し等幅広 い観点から総合的に見直しを図るため、別添「事務事業の見直しチェック事項」を 参考に、次により徹底した見直しを行うこと。

存続する意義の乏しい事業及び投資効果の少ない事業については、積極的に廃 止又は縮小を行い、節減合理化を図ること。

重複類似する事業、対象、目的等が同一の事業等については、県民に分かりや すい事業となるよう体系化・簡素化に努めること。

(2) 新規事業については、真に県民福祉の向上につながるか否か、どうしても今やる必要があるか否かなどについて十分に検討・厳選し、終期を設定して要求すること。この場合、スクラップ等を伴わない新規事業は財源不足の更なる増大をもたらすことを認識し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド、既定経費の洗い直しによる財源振替により対処すること。

また、後年度において財政負担が増大し、財政硬直化をもたらす要因となる事業 (特に施設の新設など)については、必要性・緊急性を踏まえ年度間調整を図るとと もに、運営方法等をあらかじめ慎重に検討の上、要求すること。

(3) 既存事業、新規事業ともに、人員体制を十分検討の上、定数削減の取組みとの整合性を持って要求すること。

3 市町村の自主的な行財政運営等への配慮

今後の本格的な少子高齢化社会の到来等に伴い予想される財政負担の増大に対応するためには、行財政改革の一層の推進を図ることが不可欠であり、また、社会経済情勢の変化に即応した県と市町村及び各種団体との役割分担と負担割合のあり方について検討し、財政秩序の一層の適正化、合理化を図っていかなければならない。

特に、市町村については、地方分権を推進していく観点から、その自主的な行財政運営を一層促していく必要がある。また、市町村の厳しい財政状況を考慮し、財政負担や職員数の増加をもたらす施策は厳に抑制すること。

4 外郭団体に対する財政支出の見直し

県が人的、財政的関与を行っている外郭団体については、包括外部監査や行政監査の報告及び県議会行財政改革調査特別委員会の報告を踏まえ、団体の設立目的に照らした存在意義や組織体制・事業内容等を十分検討の上、県関与や財政支出のあり方を見直すこと。その他の団体についても、県の新行政システム推進の趣旨が反映された見直しが行われるよう、適切な指導を行うこと。

5 国の補助事業等の厳選

国の補助事業・委託事業については、安易に受け入れることなく、真に県民福祉の向上に役立ち、かつ緊急を要するものについて、選択的・効率的導入を図ること。

サマーレビューで行った行政評価の手法を活用した一斉点検の結果も踏まえ、漫然 と継続することなく、十分検討の上、要求すること。

6 公共事業の効果的・効率的な実施

公共事業については、地域の経済・雇用への影響に配慮しつつ総額を縮減していく中で、新たな発想や創意工夫によって最小の費用で最大の効果を発揮し、県民の理解が得られるよう取り組んでいくことが不可欠であること。

個々の事業については、その必要性や費用対効果等について十分に検証するとともに、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底すること。また、コストの縮減や発注方法の改善等について、具体的な取組みを推進していくとともに、地域の実情に応じた整備基準を積極的に導入し、効果的・効率的に実施すること。

7 緊急雇用対策の積極的な実施

現下の厳しい雇用情勢及び公共事業の総額縮減の方向に鑑み、「緊急地域雇用創出 特別交付金事業」の前倒し等をはじめ雇用対策の積極的な推進が求められているので、 別途開催される雇用対策本部の方針を踏まえ、適切に対応すること。

8 事業計画等の調整

- (1) 事業計画の策定に当たっては、第3次中期計画との整合性に留意しつつ、体系的、 計画的に行うこと。
- (2) 行政需要の多様化、複雑化に伴い二つ以上の部(局)に関連する事業が増加しているので、予算の見積りに当たっては、事前に必ず関係部(局)間で協議し、行政の総合性、効率性の確保を図ること。
- (3) 義務的に市町村の財政負担を伴う事業については、「市町村の財政負担を伴う県 の施策に係る内部調整システムに関する要綱」に基づき、地方課と十分に協議の上、 要求すること。なお、要綱に該当する事業等について、市町村への情報提供が予定 されているので、地方課からの別途通知に留意すること。
- (4) 新規施策等に伴い、組織定数等に異動が生じると見込まれるものについては、人 事課等関係課と十分協議の上、定数削減の取組みとの整合性を持って要求すること。
- (5) 財産の取得及び処分のうち次に掲げるものについては、管財課と十分に協議の上、 要求すること。

土地(200平方メートル未満のものを除く。) 建物(延面積30平方メートル未満のものを除く。)

- (6) ITを活用したシステム開発を伴う事業については、真に県民福祉の向上に資するかどうか、費用対効果などを情報政策課と十分に具体的検討・協議の上、要求すること。
- (7) 営繕工事を伴う事業については、企画立案段階から専門技術的見地の意見を反映 させ、効率的な施設整備を行うため、平成14年9月9日付け財政課長通知に沿っ て、営繕課と十分に協議の上、要求すること。

9 民間活力の活用

コスト意識を重視した民間の経営手法や資金等を取り入れることにより、行政部門の効率化等を図るため、施設の新設等については、PFI(民間資金等活用事業)の導入を積極的に推進すること。

また、外部委託が適当な事業については、積極的にこれを推進するとともに、既に 委託している事業についても、その効率化を進めること。

10 県民との協働型事業の推進

多様化する県民ニーズや地域固有の課題に応えていくため、NPO法人(特定非営利活動法人)やボランティア団体等の県民による活動と連携・協働した事業を積極的に推進すること。

11 県産品等の利用促進

本県産業の振興を図る観点から、農林水産部・商工労働部など関係部局と連携しながら、県産品や県内企業の開発製品等の優先的な利用や調達を推進すること。また、現在取り組んでいる公共事業での県産資材やリサイクル資材の活用についても、より 一層推進すること。

12 予算編成手法の改善

本年度の節減実績から予算要求枠に反映できる時期を柔軟に対応できるようメリットシステムを改善しているので、節減に努め有効に活用すること。また、未利用の普通財産の処分を促進する観点から、売却収入の一定割合を予算要求枠に反映できるようにしたので、別途通知に留意すること。

13 透明性の向上

県民に説明責任を果たす観点から、情報公開センター及びコーナーにおいて、全ての事業の予算要求に対する査定結果を閲覧できるようにしているところであるが、平成15年度当初予算から主要事業に係る要求内容についても情報提供を行うことを検討中であり、別途指示することとしているので、留意すること。

また、県民が主体的に県政へ参画するために必要な財政状況等に関する現状認識を持てるように、中期財政見通しをはじめ積極的に情報提供していくので、了知すること。

14 予算要求枠の設定

平成 1 5 年度は、別表の基準により要求することとし、各部(局)ごとに調整し、枠内におさめること。

15 その他

現段階では国の予算が明らかでないため、政府案決定後速やかに、公共事業をはじめとした県予算への影響について、十分に把握の上、適切に対応すること。

特に、国庫補助金等については、国・地方を通じた行政のスリム化を実現する観点から、制度改正や既存事業の廃止・縮減に向けた見直し作業が進められているので、 検討状況等を情報収集の上、適切に対応すること。

また、地方分権推進計画に基づき、統合補助金化や、直轄事業及び直轄公物管理に 係る国と地方の役割分担の見直し等が進められているので、これについても同様に対 応すること。

第2 歳入に関する事項

1 県税

今後の税制改正及び経済情勢等に留意し、的確な見積りを行うこと。

2 国庫支出金

- (1) 国、地方公共団体間の財政秩序の確立と適正化を図るため、新たな負担の転嫁を行わないことや、超過負担を解消することなどを関係省庁に強く要望すること。
- (2) 引き続き、国庫支出金の整理合理化や削減が見込まれるので、本県への配分枠の 見込み等について、各省庁と緊密な連絡をとるなど十分な把握に努め、過大に見積 もることのないよう確実な収入見込額を要求すること。

3 使用料及び手数料

住民間の負担の公平確保と受益者負担の適正化の見地から、必要なものについては 新設・見直しを行うこと。

また、手数料の額を「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等に基づいて定めているものにあっては、その改定状況等を十分把握した上で要求すること。

4 財産収入等

財産収入については、未利用となっている県有財産の処分促進を図るとともに、県有財産貸付収入及び使用料に準ずる諸収入についても、住民負担の公平確保と受益者負担の適正化という趣旨を踏まえ、要求すること。

5 分担金及び負担金

事業の性格及び受益の程度等を十分検討し、引き続き負担の適正化を図ること。

6 県債

県債の充当に当たっては、平成14年度地方債計画及び許可方針等を参考として的確な見積りを行うこと。

なお、充当率等については、別途指示するところによること。

7 その他の収入

それぞれの算定根拠を明確にし、的確な見積りを行うこと。

第3 歳出に関する事項

1 職員給与費

人件費については、全体的に抑制を図ることとしており、別途指示するところにより要求すること。

2 職員給与費を除く義務的経費

扶助費については、社会福祉基礎構造改革をはじめとする国の制度改正の内容を十分把握し、県単独扶助費についても、所得制限、自己負担の適正化などを検討した上、的確な見込みを行うこと。その他の経費についても年間所要額を的確に見積ること。

3 投資的経費

- (1) 事業内容、緊急度、投資効果、事業の執行体制等を十分勘案の上、事業の選択を 行い、真に実効性のあるものについて要求すること。
- (2) いわゆる「ハコ物」建設にあたっては、その維持管理経費が将来にわたって財政 硬直化をもたらす要因となることから、計画段階から維持管理コストの徹底した節 減・合理化が図られるよう工夫を行うとともに、施設の規模、管理・運営体制等に ついて慎重かつ十分に検討のうえ要求すること。なお、現下の厳しい財政状況を踏 まえ、たとえ方針決定済の事業であっても、事業の規模・内容や進度等を再度検討 の上、要求すること。
- (3) 直轄事業負担金については、事前に事業箇所や事業内容などを国と十分協議の上、 建設事業分と維持補修分に区分して要求すること。

4 補助金

(1) 県単独任意補助金については、別添「補助金見直し基準」により見直しを行い、 積極的に整理合理化を図るとともに、新規補助金については、3カ年以内の終期を 設定の上、要求すること。

包括外部監査の報告を踏まえ、長期継続補助金、人件費補助金、少額補助金については「公益上の必要性」を十分検討の上、真に実効性のあるものに限って要求すること。また、個別に指摘のあった補助金については、改善の上、要求すること。

各種団体の運営費に対する補助金は、過度の依存による弊害を生じさせるおそれがあるので、原則として長期にわたり継続している補助金は廃止又は縮小すること。

(2) 市町村への補助金については、市町村の厳しい財政状況を考慮し、財政負担や職員数の増加をもたらすような新規補助金は厳に抑制すること。

市町村に対する任意かつ県単独の財政支援措置については、県・市町村双方の事務負担を軽減し、各市町村の財政需要を客観的かつ総合的に把握した上で適切な財政支援を行う観点から、「しまね市町村総合交付金」への移行を推進すること。

市町村合併に伴い、採択基準等について経過措置を講ずる必要のあるものは、地方課と協議の上、要求すること。

5 負担金

各種協議会等への負担金については、納付先の団体の活動状況、負担金に見合う反対給付の内容などを調査の上、必要性が十分見込まれるものについて要求すること。 また、負担額、負担率等についても一層の適正化に努めること。

6 貸付金

新規貸付については、補助金からの切り替えなどやむを得ないものを除き抑制するとともに、存続が必要なものにあっても、経済動向に応じた貸付利率の設定等貸付条件の再検討を行うこと。

なお、制度融資については、ペイオフ完全解禁に向けての国の動向を見据えた公金 管理委員会の方針を踏まえ、要求すること。

7 施設等維持管理費

環境への配慮や経費節減の観点から、管理方法や委託業務内容について徹底した見 直しを行い、更なる節減を実施すること。

8 その他の経費

本年度末予定のISO認証を踏まえた事務事業の進め方や、ITの活用による印刷物の見直しなど経費執行について徹底した見直しを図り、必要最小限の額を要求すること。

第4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び企業会計の予算原案の作成は一般会計に準じることとするが、設置の必要性、事務事業及び職員配置のあり方、独立採算性の確保による経営の健全化、一般会計の関与のあり方等について十分検討の上、一般会計からの財政援助に安易に依存することのないよう健全経営を徹底した上で、予算要求及び予算原案の作成を行うこと。

第5 予算要求書、各関係資料の提出期限及び提出部数

提出期限	提出書類・資料	様式番号	部数
11月18日(月)	歳入予算要求書 歳出予算要求書(経常的事業) 歳出予算要求書 (政策的事業・準政策的事業) 債務負担行為要求書 当初予算要求枠調 スクラップ・アンド・ビルド状況 (経常的事業・政策的事業・準政策的 事業) 人件費関係経費一覧表 賃金職員(臨時職員)一覧表 嘱託職員(常勤的非常勤職員)一覧表 嘱託職員(常勤的非常勤職員)一覧表	予算要求書様式 予算要求書様式 予算要求書様式 債務負担行為要求書様式 様式 1 様式 2 様式 3 様式 4 様式 5 様式 6	1 1 4 4 1 1 1 1

侧表》

予算要求枠の設定

区分	予 算 要 求 枠			
1.政策的事業	所要額			
2.準政策的事業(枠外分)				
人件費関係経費 (職員給除)	II .			
扶助費	II .			
公債費	II .			
その他の義務的経費	II .			
選挙関係・徴税関係経費	II .			
企業会計繰出金	II .			
特別会計繰出金	II .			
外郭団体関係経費				
枠外分	II .			
施設等維持管理費	平成14年度当初予算額の95%の範囲内			
枠管理分	平成14年度当初予算の一般財源の95%の範囲内			
災害復旧費	所要額			
災害関係公共事業費	II .			
災害関係費	н			
国の制度改正に伴うもの	II			
しまね市町村総合交付金	н			
新施設の維持管理費	II			
公共事業費				
	平成14年度9月補正後予算の地方負担額の80%の範囲内			
国庫補助公共事業費	・道路・街路(広域農道、農免農道を含む)、下水道(集落排水事業			
(臨時道路交付金事業費、継足公共	を含む)は100%の範囲内			
事業事業費を含む)	・緊急性が高く年度間の変動が大きい事業として認めた事業は所要額			
	・県単独公共事業から国庫補助公共事業への流用は可能			
直轄事業負担金	国の認証見込額			
	平成14年度9月補正後予算の地方負担額の60%の範囲内			
(臨時道路交付金事業費を除く)	・道路・街路の合併推進枠は100%の範囲内			
受託事業費	所要額			
緊急地域雇用創出特別交付金事業費	別途指示による			
3.準政策的事業(枠管理分)	平成14年度当初予算の一般財源の95%の範囲内			
4. 経常的事業(枠外分)	所要額			
5.経常的事業(枠管理分)	平成14年度当初予算の一般財源の95%の範囲内			
6.施設等維持管理費	平成14年度当初予算額の95%の範囲内			
7.標準事務費	n .			
8.職員給与費	別途指示による			

- (注A)2. 外郭団体関係経費(枠管理分)と3.準政策的事業(枠管理分)の間での枠調整は可能
 - 5 . 経常的事業(枠管理分)との枠調整については財政課へ協議
- (注B) 6.施設等維持管理費と7.標準事務費の間での枠調整は可能 2. 外郭団体関係経費(施設等維持管理費)との枠調整については財政課へ協議

事務事業の見直しチェック事項

1.総括事項

存在意義と費用対効果

- (1)社会経済情勢の変化等にもかかわらず、漫然として従来のまま継続していないか。また、当初の事業目的は既に達成していないか。
- (2)必要性や効果の乏しい事業は廃止した上で、事業の整理統合や集約化を図り、より事業効果 を上げることができないか。
- (3)投入した予算、人員、時間等から得られた効果の検証が十分なされているか。

役割分担と費用負担

- (4)県、市町村、民間の役割分担を踏まえると、県事業の必要性は希薄ではないか。また、県の 公金支出の妥当性はあるか。
- (5)市町村事業等との重複があり、事業の対象範囲、方法等について整理すべきことがないか。
- (6)特定の個人、団体等への過剰サービスの色合いが強くないか。また、そのことによって、民間の活力がかえって阻害されていることはないか。
- (7)受益者や地元が応分の負担をすべきではないか。

手法と県民参画

- (7)関連・類似する事業を整理統合し、より効果をあげる手法に変更できないか。
- (8)他部(局)の事業と目的等が重複している事業は、共同事業等として実施できないか。
- (9)実施主体を本庁から地方機関に移し、地域や現場の近くで事業を実施すべきものはないか。
- (10)地域や県民の声を聞いて事業が考えられているか。また、事業への県民の参画が得やすくなっているか。

2.個別事項

- (1)毎年度末における過不足(不用や節流用)の原因を追及・分析し、実態への整合を図るべきものはないか。
- (2)嘱託員や臨時職員について、事業内容から見て人員数、月数、単価等が適正か。
- (3)他施設での節減手法やISO認証取得に向けて作成されるマニュアルを参考に、光熱水費や 事務経費等の更なる節減ができないか。
- (4)印刷物等で相互に重複したものや利用の少ないものを作成していないか。また、ITの活用 によって内容の見直しやペーパーレス化ができないか。
- (5)年間の使用回数を考えると、購入を予定している機器等が遊休化しないか。また、更新をも う少し伸ばすことができないか。
- (6)必要性の検証に加え人数、回数、用務等において事業間の調整等を行い、旅費等の無駄をなくしているか。
- (7)各種調査で形式的に毎年繰り返していないか。また、その結果から施策を生み出せないで単 に調査で終わっていないか。

- (8)最近の金利情勢も踏まえ、貸付金の対象、限度額、融資利率、実質金利等を検討し、改めるべきものはないか。
- (9)県単独の補助金については、「補助金見直し基準」のとおり。

(10)奨励的な国庫補助事業

- ア 単に国庫補助事業というだけで漫然と継続していないか。
- イ 必要性や効果の乏しい事業は、国庫補助事業といえども整理・縮小できないか。
- ウ 国から示された全国一律のやり方ではなく、本県の実情にあったやり方や簡略化した手法に 改善すべき点はないか。
- エ 規模、対象、委託の可否、基準単価等について、国に改善を要望することはないか。
- オ 県を通じて出す補助金(いわゆるトンネル補助金)は、交付先での効果が上がっているかどう かを十分チェックしているか。

(11)国等からの委託事業

- ア 国庫10/10というだけで安易に受け入れるのではなく、人件費がかかることも考え、目的や 効果を十分検討しているか。
- イ 超過負担の原因等を分析し、その解消を国等へ要望しているか。
- ウ 受託者としての県の効果を得るため、実施方法や活用について、改善できる点はないか。
- エ 人件費についての負担を求めることができないか。また、人件費込みの場合は、その負担は 適正か。

予算編成方針参考資料

補助金見直し基準

補助金は、反対給付のない公金支出であり「公益上の必要性」が客観的に認められなければならない。 このため、県単独任意補助金(任意継足補助金を含む)の事業目的を明確にするとともに、その事業評価、効果測定をすすめるため、次の基準により見直しを行い、整理合理化を図る。

見直し基準	整理合理化の方向性	
・事業目的が達成されたと考えられるもの	・ 廃止すること	
・社会経済情勢の変化により、事業効果が薄れているもの		
・長期に渡り継続している補助金で、事業目的があいまいに		
なっているもの		
・本来、国、市町村、民間等で実施すべきもの		
・少額または低率補助で、事業効果が薄いと考えられるもの		
・融資等の代替措置により費用対効果の最適化が図られるも	・ 代替措置に転換のうえ、廃止する	
σ	こと	
・奨励補助金にあっては、事業目的から補助率、補助対象経	・補助率、補助対象経費を整理の上、	
費が過大であるもの	事業規模を縮小すること	
・公益性が高い活動に対する経費負担的補助金にあっては、		
補助事業者との役割分担、経費負担のあり方から、補助率、		
補助対象経費が過大であるもの		
・他県の状況からみて、過度の行政サービスと考えられるも		
σ		
・他部課の所管事業を含め、同種類似の事業を行っているも	・ 事業目的を整理の上、統合するこ	
の	٤	
・統合により事業効果が高まると考えられるもの		
・交付先が同一であり、事務の合理化が図られるもの		
・奨励補助金であって終期設定のされていないもの	・ 3ヶ年以内の終期を設定すること	
・人件費を補助対象経費とするもの	・ 補助事業の実施にあたって必要と	
	される人件費を合理的に積算でき	
	るよう改善すること	

奨励補助金の執行にあたって特に留意すべき事項

- ・補助金事務の執行にとどまることなく、事業の周知、申請案件のフォローアップ、優良事例の 紹介など奨励活動に積極的に取り組み、事業効果を高めるよう努めること
- ・補助金関係手続きの簡素化を図ること